

津島労働基準監督署からのお知らせ

愛知県最低賃金の改正

愛知県最低賃金は、令和5年10月1日から時間額1,027円に改正されました。愛知県内の事業所で働くすべての労働者(常用、臨時、派遣、パートアルバイトなど)に適用されます。

問合 津島労働基準監督署 ☎26-4155

労働保険の加入

事業主(法人・個人)の方は、正社員、パートアルバイトといった雇用形態に関わらず、1人でも労働者を雇い入れた時は、労働保険に必ず加入しなければいけません。従業員のために、会社のために、労働保険に加入することは事業主の責任です。

問合 津島労働基準監督署 ☎26-4155

愛知労働局 ☎052-219-5503



税のお知らせ



個人事業税第2期分の納期限は11月30日(木)です

個人事業税は、個人で事業を営む方にかかる税金です。

第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封されています。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

問合 西尾張県税事務所

☎0586-45-3169



税を考える週間

11月11日(土)~17日(金)

期間中、国税庁ホームページで様々な情報を提供しています。

問合 津島税務署

☎26-2161



年末調整について

毎月の給料やボーナスから所得税が源泉徴収され、12月に年末調整で所得税の過不足が精算されることになっています。年末調整の対象となる方は、勤務先に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している方です。

年末調整によってその年の所得税額が確定するため、確定申告の必要はありませんが、次の場合などは確定申告が必要です。

- ・給与等の収入が2,000万円を超える場合
- ・令和5年1月1日~12月31日の間に支払った医療費があり、医療費控除が必要な場合
- ・給与所得および退職所得以外に20万円を超える所得がある場合
- ・2カ所以上の事業所などから給与・賃金を受けている場合(所得の要件等により確定申告をする必要がない場合もあります)

問合

所得税 津島税務署 ☎26-2161

市・県民税 税務課市民税G

☎55-9263

消費税のインボイス制度説明会(事前予約制)のお知らせ

10月1日から始まったインボイス制度について、以下のとおり相談会等を開催します。ぜひご参加ください。

登録要否相談会

日時 11月13日(月)、12月4日(月)
午前9時~午後4時

インボイス制度説明会

登録申請等について

日時 11月20日(月)、12月7日(木)
午前10時~11時30分

消費税の仕組みから知りたい方向け

日時 11月20日(月)、12月7日(木)
午後2時~3時30分



問合 津島税務署 ☎26-2161

個人課税第一部門 内線412

法人課税第一部門 内線612

パート収入と税 (夫婦・親子と税)

年末調整や確定申告で、配偶者控除や配偶者特別控除、または扶養控除の対象となる方にパート収入があると、その額によって次のような注意が必要です。

- ①配偶者控除または配偶者特別控除を受けられるかどうか
- ②扶養控除を受けられるかどうか
- ③控除の対象となる方自身に税金がかかるかどうか

パート収入は通常、給与所得になりますので、その場合は表のようになります。ただし、合計所得が1,000万円を超える納税者については配偶者控除および配偶者特別控除を受けることができません。

問合せ 税務課市民税G ☎55-9263

パート収入と税金および各種控除(控除を受ける方の所得が900万円以下の場合)

パート収入金額	市・県民税		所得税	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除
	均等割	所得割				
930,000円以下	かからない	かからない	かからない	38万円 (33万円)	受けられない	38万円 (33万円)
1,000,000円以下	かかる	かかる	かかる	受けられない	38万円 (33万円)	受けられない
1,030,000円以下					36万円 (33万円)	
1,030,000円超 1,500,000円以下					31万円	
1,500,000円超 1,550,000円以下					26万円	
1,550,000円超 1,600,000円以下					21万円	
1,600,000円超 1,667,999円以下					16万円	
1,667,999円超 1,751,999円以下					11万円	
1,751,999円超 1,831,999円以下					6万円	
1,831,999円超 1,903,999円以下					3万円	
1,903,999円超 1,971,999円以下					受けられない	
1,971,999円超 2,015,999円以下					受けられない	
2,015,999円超					受けられない	

※1 市・県民税および所得税の「かかる」については、生命保険料控除、扶養控除等の有無により、かからない場合もあります。

※2 配偶者控除、配偶者特別控除、および扶養控除の()内の金額は、市・県民税の控除額です。

※3 控除を受ける方の所得が①「900万円超950万円以下の方」および②「950万円超1000万円以下の方」は控除額が段階的に減額され、配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が上記と異なります。

参考

扶養控除については、扶養親族の年齢により控除額が異なります。

扶養親族	区分		控除額	
	年齢	生年月日	所得税	市・県民税
年少扶養	0歳 ~ 15歳	平成20年1月2日 以後	なし	なし
一般扶養	16歳 ~ 18歳	平成17年1月2日 以後 平成20年1月1日 以前	38万円	33万円
	23歳 ~ 69歳	昭和29年1月2日 以後 平成13年1月1日 以前		
特定扶養	19歳 ~ 22歳	平成13年1月2日 以後 平成17年1月1日 以前	63万円	45万円
老人扶養	70歳 ~	昭和29年1月1日 以前	48万円	38万円

※老人扶養親族のうち、扶養者またはその配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、同居の常況にある親族の場合は、加算額(所得税:10万円、市・県民税:7万円)があります。



11月は 国民年金月間

問合せ 保険年金課医療・年金G
☎24-1114

国は、毎年11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」と定め、年金制度のしくみ、保険料のご案内などを国民の皆さんに積極的に呼びかけ、公的年金制度への参加意識を持っていただけるように取り組んでいます。

国民年金の大きな特徴・利点

- 保険者は国**……国が責任をもって制度を運営するため、安定した年金です。
- 年金額の一部を国が負担**……私的年金にはない、国の負担があります。
- 物価スライド制**……物価が変動しても、それに応じて年金額は実質的価値が保障されます。
- 老齢基礎年金は終身保証**……生涯にわたって年金が受けられます。
- 全額社会保険料控除の対象**……確定申告の際、全額社会保険料控除の対象になります。
- 障害基礎年金・遺族基礎年金**……けがや死亡など、万が一のときにもあなたや家族を守ります。

国民年金の種類は3種類

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。加入者は、職業などにより次の3種類に分かれ、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。転職や結婚等で種別が変わる場合は、2週間以内に手続きしてください。

第1号被保険者

自営業、学生、無職の方(第2号被保険者・第3号被保険者に該当しない方)

第2号被保険者

厚生年金・共済組合に加入している方

第3号被保険者

会社員や公務員の方(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

国民年金の保険料の納め方

第1号被保険者

- ・日本年金機構(年金事務所)から送付される「納付案内書」で金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。
- ・保険料は、月額1万6,520円(令和5年度)です。
- ・口座振替のお申し込みは、ご利用の金融機関で手続きしてください。
- ・まとめて前払いすると、割引が適用される前納制度があります。

第2号被保険者

勤務先で給料から天引きされます。

第3号被保険者

配偶者が加入している年金制度から拠出金として支払われます。

保険料の各種免除制度について

第1号被保険者で所得の減少や失業等により経済的に保険料の納付が困難な場合、本人が申請すると、前年の所得を審査のうえ、保険料が免除される制度です。学生には学生納付特例制度があります。新型コロナウイルス感染症の影響により所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、令和4年度分までの国民年金保険料免除申請が可能です。

所得の審査対象者および内容は表のとおりです。

種別	納付額(円)	受給資格期間	年金額への反映	追納期間	所得審査対象者
全額免除	0	算入される	される	10年	本人 配偶者 世帯主
4分の3免除	4,130				
半額免除	8,260				
4分の1免除	12,390		されない		本人 配偶者
納付猶予制度	0	本人			
学生納付特例	0				

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、納付部分を納めないと未納期間となります。

※国民年金の保険料は、通常、2年1カ月を経過すると納付することができなくなりますが、免除が承認された期間に関しては、10年間はさかのぼって追納できます。ただし令和6年3月31日までに追納する場合、令和3年3月以前の期間は、法令で定められた加算額が付加されます。

※納付猶予制度・学生納付特例制度は、納付を猶予する制度であるため、年金受給額を満額に近づけるには、10年以内に追納してください。

ねんきんネットについて

インターネットでご自身の年金加入記録や将来の年金受給見込み額を閲覧できます。日本年金機構のホームページからお申し込みください。

マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができます

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請については、マイナポータルを利用した電子申請ができます。申請には、マイナンバーカードが必要です。また、マイナポータルとねんきんネットを連携することもできます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

年金事務所での相談や手続きについて

年金事務所での年金相談や手続きをご希望の場合は、予約相談をご利用ください。相談者の都合に合わせて相談できるほか、相談内容にあった職員が対応します。

予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※予約の際は、基礎年金番号がわかるものを準備してください。

津島警察署からのお知らせ ～広げよう支援の輪～

問合せ 津島警察署警務課 ☎24-0110



11月25日(土)～12月1日(金)は犯罪被害者週間です。犯罪被害者は、被害後に生じる問題(身体不調、経済的困窮など)に苦しめられています。犯罪防止や犯罪被害者の方のために何ができるかを考えていきましょう。

被害相談

警察では各種相談窓口を開設し、犯罪被害者からの相談に応じています。

相談窓口名・電話番号	受付時間	内容
性犯罪被害110番 ☎0120-67-7830 #8103(短縮ダイヤル)	終日	性犯罪被害相談 (#8103は一部の通信事業者は有料)
ハートフルステーション・あいち ☎0570-064-810	月～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後8時	性犯罪被害者のための ワンストップ支援センター
ふれあいコール ☎052-561-0184	終日	列車内の痴漢被害相談
被害少年相談電話 ☎0120-7867-70	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時	犯罪やいじめ等の 少年の被害に関する相談
ストーカー110番 ☎052-961-0888	終日	ストーカー被害に関する相談
暴力団に対する相談窓口 ☎052-951-7700	終日	暴力団に関する相談
ハートフルライン ☎052-954-8897	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時	犯罪被害者のための 心の悩み相談
(公社)サポートセンターあいち ☎052-232-7830 ☎0570-783-554 (全国共通ナビダイヤル)	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時 (全国共通ナビダイヤル) 午前7時30分～午後10時	犯罪被害等に関する相談

犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によってご家族を亡くされたご遺族、重傷病を負ったり後遺障害が残った被害者の方に対して、何らかの公的救済や加害者側からの損害賠償を十分に受けることができない場合に、国が給付金を支給する制度です。詳しくは、警察署または警察本部住民サービス課にお問い合わせください。

いつ来るか分からない災害に備えましょう



11月12日(日)は「あいち地震防災の日」

県は、皆さんの地震防災に関する理解を深めていただき地震防災活動のより一層の充実を図るため、毎年11月の第2日曜日を「あいち地震防災の日」と定めています。

この機会に、いざという時に慌てず行動ができるよう、家具の固定状況、食料・水・医薬品等の備蓄物資、防災用具の点検、避難経路や家族間の連絡方法等の確認をしておきましょう。

防災は、「自分の身は自分で守る」が基本です。1人ひとりができることから始めて、いざという時に備えましょう。

※避難所・避難場所、災害への備え、災害発生時にとる行動等についての詳しい内容は、防災情報専用サイト「まもるくん(つしま防災ポータル)」および市ホームページをご覧ください。

問合 危機管理課危機防災G
☎55-9594

海部地方防災ボランティアコーディネーターフォローアップ講座

大規模な災害が発生した場合に全国から集まるボランティアの受付・整理を行い、被災者のニーズを把握してボランティアと結びつける役割を担う「防災ボランティアコーディネーター」の方々に、発災時円滑に活動できるようフォローアップ講座を開催します。

日時 令和6年1月28日(日)、2月4日(日) 午前9時30分～午後4時

場所 蟹江町産業文化会館4階大会議室

受講対象者(次の全てに該当する方)

- ①満15歳以上の方(18歳未満の方は、保護者の同意が必要)
- ②津島市、愛西市、弥富市、あま市および海部郡に在住・在勤・在学の防災ボランティアコーディネーター
- ③講座受講後も防災活動に意欲的に取り組んでいただける方

定員 40人程度

講座内容 災害ボランティアセンター・ボランティアコーディネーターの役割、救援要請の受付、ボランティアへの対応、災害ボランティアセンター運用体験など

受講料 無料(交通費および昼食等は自己負担)

申込 12月1日(金)までに電話または直接問い合わせ先へ。

問合 危機管理課危機防災G ☎55-9594
津島市社会福祉協議会 ☎25-8411



防災教室(後期) 問合 危機管理課危機防災G ☎55-9594

毎月第3日曜日の家庭防災の日にあわせて親子で楽しめる防災教室を開催します。各回参加者へ防災に役立つグッズをお渡しします。

日時・場所・定員 下表のとおり

対象 市内在住・在勤の方

申込 11月1日(水)以降に電話または直接問い合わせ先へ。

その他 興味のある回のみに参加することも可能です。

開催日時	テーマ	内容	対象	場所	定員
12月17日(日) 午前10時～11時	今、地震がきたら!!	簡単な工作などを通じて、地震対策について学びましょう。	一般	生涯学習センター第6会議室	各50人(先着)
令和6年 1月21日(日) 午前10時～11時	クラウンと一緒に防災を学ぼう	大人気ピエロ「クラウン」と一緒に、災害がおきたらどうなるのかをゲーム感覚で学びましょう。	親子推奨(おひとりでの参加も可)	生涯学習センター小ホール	
2月18日(日) 午前10時～11時	身近なものを活用する防災アイデア	私たちの身の回りにある身近な物を使って防災グッズ作りを体験しましょう。	一般		

普通救命講習I

日時 12月10日(日) 午前9時～正午

場所 消防本部3階大会議室

内容 心肺蘇生法、止血法、AEDの使用方法

対象 市内在住、在勤、在学(中学生以上)の方

定員 15人(先着)

申込 11月8日(水)～21日(火)に申請用紙に記入し下記へ。FAX、市ホームページからも申請できます。

問合 消防本部救急G
☎23-0119 内線110 ☎28-3341



11月市民相談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談	12月1日 午前10時～正午	市役所1階相談室	人事秘書課人事秘書G ☎24-1123
内職相談	2、9、16、30日、12月7日 午前10時～正午、午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	相談日のみ ☎052-562-5016
弁護士相談(要予約)	7、21日、12月5日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
司法書士相談(要予約)	28日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
心配ごと相談	10日 午前9時～正午 受付は午前11時30分まで	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	7、14、21、28日、12月5日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	8、15、22、29日、12月6日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益社団法人認知症のひと 家族の会愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 3階家庭児童相談室	☎24-0350
年金相談(要予約)	16日 午前10時～午後3時 予約開始は11月1日午前9時から	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	14日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
相続・登記相談(要予約) ※ただし、相続税は除く	1日、12月6日 午後1時～3時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	9、15、30日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 勤労者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～正午、午後1時～4時	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・ センター移動事務所	24日 午前10時30分～正午	西地区子育て 支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	1、2、8、9、15、16、22、29、30日、 12月6、7日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G FAX24-1138 ☎24-1115

津島データファイル

人口と世帯 (外国人を含む)	総数 …………… 60,204人(-25)
	男 …………… 29,686人(+9)
	女 …………… 30,518人(-34)
	世帯数 …………… 27,197世帯(+30)
	10月1日現在、()は前月比
市内の交通事故・ 犯罪 [8月]	事故発生件数 …… 17件(107件)
	うち死亡者 …… 0人(0人)
	犯罪発生件数 …… 28件(226件)
	()内は令和5年中の累計
市内の火災	8月 …………… 1件(8件)
	()内は令和5年中の累計
救急車の出動回数	8月 …………… 334件(2,418件)
	()内は令和5年中の累計

今月の市税や料金など 納期限 令和5年11月30日(木)

国民健康保険税…第7期 介護保険料…第8期
市営・改良住宅家賃、住宅新築資金等償還金、保育所等利用者負担金…11月分
後期高齢者医療保険料…第5期

市税の今後の納期

	12月	1月	2月
市民税・県民税	—	第4期	—
固定資産税・都市計画税	第3期	—	第4期
国民健康保険税	第8期	第9期	第10期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。
取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、東海労働金庫、海部東農業協同組合、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)